



COVID-19 関連法令 (十八)

企業が従業員へ簡易検査や補助を提供した場合の費用計上に関する疑義

COVID-19による深刻な影響の対応で、一部の企業は、同じオフィスで働く従業員に簡易検査を受けさせ、その証憑に基づき従業員が支払った簡易検査料の払戻しを行っています。しかし、企業が支払ったこれらの簡易検査費用は、会社の税務費用として計上できるのでしょうか？従業員の給与所得として所得税を控除する必要があるのでしょうか？

現行の税務法令規定では、従業員の健康診断に対する補助金は、原則として従業員の給与所得に含める必要があるとされています。但し、職業安全衛生法に基づき実施しなければならない健康診断の場合、例えば「一般健康検査」、「特別に健康に危害を与える作業従事者の特殊健康検査」及び「中央主務機関が指定する特定対象及び特定項目の健康検査」等を含む3項目は例外とされ、規定の範囲内での企業の支出は、従業員の給与所得とはみなされず、従業員の所得税控除の必要はありません。

台湾では、2020年1月15日付で「嚴重特殊伝染性肺炎」(COVID-19)を第五類法定伝染病とする旨が公告されました。オフィス内の従業員の感染が確認された場合に、企業が同じオフィスで働く従業員に簡易検査を強制した場合、従業員は簡易検査費用の支払証憑をもって費用を精算します。当該検査が上記の職業安全衛生法の規定の範囲内であると認定された場合、企業はその費用を従業員の給与所得ではなく、従業員福利費用として実額で税務上費用計上することができます。一方、企業が従業員に各自で簡易検査を受けるよう奨励した場合は、上記の職業安全衛生法の規定の範囲外となるため、現行の規定では、企業の従業員に対する補助とみなされ、従業員の給与所得に含めなければなりません。

ニュース報道*によると、財政部の担当官は、簡易検査費用の税務申告に関する規定がまだ公表されていないものの、従業員や営業場所の安全維持に基づくものであり、防疫目的を考慮して、原則として会社の税務費用として計上することに同意すると述べています。

但し、現在の所得税法の一般的な適用状況によれば、企業が簡易検査所を設置し、従業員に検査サービスを提供した場合、従業員の給与所得とはみなされません。企業が従業員の簡易検査費用を補助しているのであれば、一部の担当官は従業員の検診を補助しているのと同様であり、性質上は給与所得に近く、所得税控除規定の対象とすべきだとも認識しています。

企業に疑義がある場合、所在地の国税局に問い合わせ、直接税務当局に実務取扱を詳しく確認するよう財務省の担当官が勧めています。

作者 Authors

パートナー 游雅潔
KPMG台湾税務投資部

審計部 日本業務組 編集

*経済日報, 2021年6月8日, ウェブサイト:
<https://money.udn.com/money/story/6710/5517767>

工商時報, 2021年6月8日, ウェブサイト:
<https://ctee.com.tw/livenews/aj/ctee/A07659002021060815330850>

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾